

資料 1	令和 5 年 8 月 3 0 日
	第 1 回第 3 次健康日本 2 1 旭川計画策定部会設置要綱

## 部会長及び副部会長の選出について

### 1 部会長及び副部会長の選出について

旭川市保健所運営協議会第 3 次健康日本 2 1 旭川計画策定部会設置要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、互選により部会長及び副部会長の選出を行います。

#### 旭川市保健所運営協議会第 3 次健康日本 2 1 旭川計画策定部会設置要綱

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部会長及び副部会長とともに事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。

### 2 会議の運営について

旭川市保健所運営協議会の部会であるため、会議の運営については、旭川市保健所運営協議会と同様の運営とします。

## 旭川市保健所運営協議会の会議の運営等について

### 1 会議の公開

会議は原則公開とする。ただし、非公開事項に該当するおそれがあるときは、その都度協議を行い、非公開とすることがある。

＜非公開事項＞

- ・ 法令秘に関する事項
- ・ 事業活動に関する事項
- ・ 公共の安全維持に関する事項
- ・ 審議・検討に関する事項
- ・ 行政運営に関する事項
- ・ 個人に関する事項

### 2 会議の傍聴

#### (1) 傍聴者の定員

- ・ 会場収容の範囲内とし、その都度定める。
- ・ 傍聴希望者が会場収容の範囲を超えた場合は、先着順とする。

#### (2) 傍聴者の遵守事項

- ・ 会議は静かに傍聴すること。
- ・ 会議中は発言しないこと。
- ・ 委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- ・ ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げるなど示威的行為をしないこと。
- ・ 会議場において、許可なく撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- ・ このほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

### 3 会議の記録の作成

- ・ 会議の記録は、発言の要旨を記載する要点記録方式とする。
- ・ 発言者の氏名は記載せず、「議長」、「委員」及び「保健所」等と表記する。
- ・ 会議に出席した委員全員に内容の確認を得るものとする。

### 4 会議の記録の公表

会議の記録は、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

### 5 委員名簿の公表

委員名簿は、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。